

寺内首相に国勢調査の実現を求めた阪谷芳郎

—国勢調査に係る統計史料を訪ねて【その2】

奥積 雅彦（総務省統計図書館）

令和2年（2020年）に実施する第21回国勢調査は、大正9年（1920年）の第1回国勢調査から100年目に当たり、令和元年10月には実施本部の設置が予定されるなど、いよいよ本格的に始動します。これに関連して、国勢調査の礎を築いた阪谷芳郎についてのトピックスを紹介します。

さかたに よしろう 阪谷 芳郎 (1863～1941) ¹	
	ろうろ 父は阪谷朗廬（儒学者）。東京英語学校、大学予備門を経て、明治17年（1884）東京大学文学部政治学理財学科卒。同年大蔵省入省。主計局長、大蔵次官を務めた。39年1月から41年1月までの間、第1次西園寺内閣蔵相の任にあつて日露戦争時の財政処理・戦後経営に手腕を発揮した。45年から大正4年（1915）まで東京市長、6年から昭和16年（1941）まで貴族院議員（男爵議員）を歴任。専修大学の学長も務め、百会長と言われたほど多くの法人、団体の会長などで活動した。法学博士。洪沢栄一の女婿。 父朗廬は、洪沢栄一の推薦により近代統計の始祖である杉亨二のいる太政官政表課に明治8年（1875年）1月から9か月ほど勤務しており、阪谷芳郎は父からも影響を受け統計の重要性に開眼したとみられている。

1 国勢調査の実現に向けた阪谷芳郎の功績²

国勢調査の実現に向けた阪谷芳郎の功績として次の3点が挙げられます。

○内閣統計局の敷地選定

内閣統計局長の花房直三郎は、明治31年（1898年）の内閣統計局発足後、人口動態統計の内務省からの移管など統計業務の拡大に伴い、統計局の移転が必要と考え、大蔵省幹部である阪谷芳郎に相談したところ、阪谷芳郎は「統計の仕事は将来必ず大きくなる。国勢調査を実施するとなれば、多数の職員が要るから、広い敷地を今のうちから取っておく必要がある。」として、官有地の中から麻布富士見町の元内務省痘苗製造所跡地（7,801坪：東京ドームの約半分）を選定し、明治42年5月に移転しました。

○国勢調査ニ関スル法律の制定に向けた活動

・第16回帝国議会に提出した国勢調査ニ関スル法律案の審議において政府委員として答弁（後述）

○第1回国勢調査の実現に向けた活動

・東京統計協会の会長を40年の長きにわたり勤め、この間、第1回国勢調査の実現に向けた活動を展開（東京統計協会の会長として、累次にわたり政府、貴族院・衆議院などへの陳情・建議を行い、大正6年（1917年）3月には阪谷芳郎が寺内首相に直接面会して建議書を提出しました。こう

¹【参考資料】国立国会図書館HP「近代日本人の肖像」、島村史郎「日本統計史群像」、宮川公男「統計学の日本史」、【写真】：国立国会図書館HP「近代日本人の肖像」

²【参考資料】島村史郎「日本統計史群像」、林茂淳「国勢調査について」（国立国会図書館デジタルコレクション <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/955775>）

した活動も奏功し、大正 7 年、国勢調査施行令が公布され、第 1 回国勢調査は大正 9 年に実施されることとなりました。

2 第 16 回帝国議会の国勢調査ニ関スル法律案の審議において政府委員として答弁³

国勢調査ニ関スル法律案は、明治 35 年（1902 年）2 月 18 日衆議院議員内藤守三君外 10 名による議員立法として、第 16 回帝国議会に提出され、同月 24 日、衆議院「国勢調査に関する法律案委員会」で審議され、衆議院議員内藤守三君が法案提出者として、法案の趣旨等について説明後、加藤六藏君から法案についての政府の考えを質し、政府委員として阪谷芳郎大蔵次官（当時）が、第一回調査の時期について再考をしてほしい点はあるものの、このほかは総じて異存がない旨の答弁（資料 1）をし、同委員会でも原案どおり可決されました。同月 25 日、衆議院本会議において花井卓蔵君と内藤守三君（法案提出者）との間で問答を経て、可決されました。同年 3 月 3 日貴族院本会議において、馬屋原彰君が明治 38 年に国勢調査を実行することができ得るか政府の考えを質し、阪谷芳郎（政府委員）は、国勢調査が行われないと財政計画や行政にも支障があることから政府としてもぜひ実施したい旨を答弁（資料 2）しました。この問答を経て、同月 6 日、貴族院本会議でも可決されました。

国勢調査ニ関スル法律（資料 3）は、明治 35 年 12 月 2 日に公布され、明治 38 年に我が国で初めて国勢調査を行うこととされましたが、明治 37 年に日露戦争が勃発し、その影響で明治 38 年の法改正（資料 4）により、国勢調査の実施年は、勅令に委任され、事実上、延期されることになりました。その後、阪谷芳郎は、前述のとおり、第 1 回国勢調査の実現に向け精力的に活動していきます。

3 おわりに

筆者は、平成 30 年（2018 年）10 月から統計資料館の行う明治 150 年記念事業に関わることとなり、国勢調査の前史について調べる機会に恵まれ、国勢調査の実現に向けて阪谷芳郎が多大な貢献をしていることを知りました。特に、国勢調査ニ関スル法律の制定経緯について調べたところ、明治 35 年（1902 年）の国勢調査ニ関スル法律案の国会審議において政府委員として阪谷芳郎が答弁していることを知り、このことを統計資料館の行う明治 150 年記念事業として開設したポータルサイト「統計の黎明とその歴史」（人物相関図における阪谷芳郎の紹介部分）に反映することとしました。阪谷芳郎について調べれば調べるほど、明治期に阪谷芳郎がいたから国勢調査の礎を築くことができたのだと実感しました。

最後に、阪谷芳郎述「日本経済論」における「センサスの上に就きて注意すべき事項」を紹介します。

センサスの上に就きて一番注意しなければならぬことは二つある。
其第一に即ち最初の単位を調べる時の手續が一番骨が折れる。
それから第二は単位を調べたものが中央に集まつたものを表に作る。
即ち単位の調査とそれから製表と、此の二つがセンサスの初めと終りである。

³ 国立国会図書館「日本法令索引」（「国勢調査ニ関スル法律案」審議経過）
<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewShingi.do?i=001614073>

第十六回帝國議會 院 國勢調査ニ關スル法律案委員會會議錄筆記第一回

(完)

委員成立

明治三十五年二月十八日議長ノ指名ヲ以テ本委員九名ヲ選定ス其ノ氏名左ノ如シ

内藤 守三君 藤 金作君 首藤 邦基君
粕谷 義三君 後藤 文一郎君 西村 眞太郎君
大隈 英督君 加藤 六藏君 安部 磐根君
明治三十五年二月二十四日午後零時五分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス其ノ氏名左ノ如シ

首藤 邦基君 加藤 六藏君 後藤 文一郎君
藤 金作君 大隈 英督君 粕谷 義三君

内藤 守三君

年長者首藤邦基君投票管理者トナリ無名投票ヲ以テ委員長理事ノ互選ヲ行フ旨ヲ宣ヘタルニ委員會ハ委員藤金作君ノ意見ヲ容レ投票ヲ用井ス委員内藤守三君ヲ委員長ニ委員大隈英督君ヲ理事ニ推薦スルニ決セリ

當選者左ノ如シ
委員長 内藤 守三君 理事 大隈 英督君

會議

引續キ會議

○委員長内藤守三君 是ヨリ開會致シマス

○首藤邦基君 一應提出ノ理由ヲ御聞キ然ル上審議ニ移リタイト存シマス
○委員長内藤守三君 私ガ提出者ノ一人デアリマスホカ本席ヨリ本案ノ理由ヲ申上ルト致シマセウ此ノ國勢調査言フト其ノ必要ハ疾ニ諸君ノ御悉知アラセラル、コトナレバ極メテ簡單ニ要領ヲ摘ムテ申上ルコトニ致シマス本案ハ要スルニ我カ日本ノ國勢實力現象ヲ詳カニシテ政治ヲ施スノ基礎標準ヲ作りテ國政上百年ノ大計ヲシテ過チナカラシムコトヲ期スルノ本旨デアリマス殊ニ去ル明治二十八年七月西端ノ都府ニ開キタル萬國統計會決議ノ結果トシテ各國共ニ同年期ノ調査ヲシタイト云フ希望ヲ以テ我カ政府ニ勸告ノ交渉ヲ受ケ即我カ國ニ於テハ翌二十九年三月本院及貴族院ニ於テ是ガ調査急要ノ建議ヲ可決シテアテ既ニ一ノ院議トナツテ居ル問題デアリマシテ今日新シク喋々スル必要モナイ位デス全体種々ノ事業モ擴張シ國運發達ト稱シテ居ナガラ實際ノ現象ヲ見ルコトガ出來ナイ元來此ノ調査ヲセナイト言フコトハ危險ト不利益ハ無論ノコト中外ニ對シテ國ノ品格ニモ關スルコト、存シマシテ最急務トシテ提出致シマシタ、ドウカ成立致ス様贊助ヲ願ヒマス
○藤金作君 本件ハ豫テ必要ノコトナリ御説明ノ通能ク分ツテ居ル併シ大体ハ四十年ヨリ十年毎ニ調査ヲ行フシテアル面シマダ三十八年ニ先ヅ一度

遺ルトアル是モ第一ハ試験ガテラ必要デアロウト存シマス是ハ第二條ノ旨趣モアツテ政府モ餘程ノ責任ヲ以テ遣ラシバナラヌ十分是ガ準備ヲ盡サナケレバナラヌ是ハ調査ノ範圍方法經費等ノ點モ提出者ニ於テ御見込ノ所一應御述ベニナリテ置カレタ方ガ宜シカロウト存シマス如何

○委員長内藤守三君 提出者トシテ申上デマス此ノ法案ニ乗セマシタ第二條ハ御話ノ如ク重大ナル一ノ委任事項デアリマス此ノ範圍方法等ノ立テ方ニ依ッテ大變ナル得失ガ生ズルコトデアリマシテ政府タルモノハ茲ニ大ニ研究シテ適當ノ功ノ實務ヲ舉ゲムケレバナラヌデアリマス其ノ調査ハ御存ジノ如ク歐米ノ調査期ト相伴フ様ニシタノデアリマス來ル歐米ノ調査期ハ丁度我ガ四十二年ニ當ルノデス然ル所我ガ國デハ開闢以來始メテノ調査デスカラ其ノ來ル四十二年ニ始メテ調査シテ完全ナルヲ作ロウト望ムダ所ガ甚ダ覺束ナイツコデ明治三十八年ニ一度調査ヲ行フテ夫ヨリ起算シテ五ヶ年目即チ四十二年ニ二回目ノ調査ヲ致シテ完全ナル調査ト整理ヲ遂ゲテ而シテ是ヲ世界ニ發表スレバ關係ハ少ナリ道理ト夫レガ爲メ第一回ハ特ニ三十八年ヲ以テ始期ノ調査ト定メタルデアリマス又其ノ調査ノ範圍ハ此ノ一點書甲乙丙丁戊癸此ノ書キ列子タルモノガアリマシテ此ニ依テ緊急ヲ鑑ミ必要ノ範圍ニ止メタイ是ハ諸君ノ採納ヲ得タル上本期議會ヘ報告ノ時此一點書ヲ此儘速記ニ乗セテ置クコトニ致シタイト存シマス又其ノ調査方ハ統計學者間ニ於テ夫レ夫レ方法凡ソ一定ノ用式アルコト、見エマス私ハ其ノ學問ニ係ルコトハ知ラナイ先ヅ其ノ内大概ノモノヲ舉グレバ左ノ如キニ考テ居リマス斯様ニ行ヒタイト存シマス

一小調査人口ニ關スルモノヨリ職業ノ事項ニ至ル

一大調査、小調査ノ項目ノ外ニ經濟上ニ關スル諸般ノ事項ニ至ル但シ人口調査ハ可成現任調査ヲ適當トスル而シテ出來得ル限リ附帶調査ヲ爲サシムルヲ便ナリトス

一調査ニ職業ノ區別類集ノ如キハ頗面倒ナル仕事ノ様ニ思ハル是ハ先年萬國統計公會ノウ井會議ニベルチロン氏ガバンナツク氏ト共ニ提出セシ報告中職業類別様式第一類ヨリ第十類中大約目六十五中目四百五十六目アリ是ハ或ハ國々ニ依リテ中ニハ其ノ類區ノ適否ノ情況ヲ異ニスルモノモアルベケレドモ先ヅ是ガ第一參考トシテ資スベキモノナレバ是ニ依ルヘキデアル

一調査ノ方式ハ先ヅ單名票ヲ用ヒ調フルヲ適法ト存シマス但シ我カ國ノ此ノ調査ノ順ヲ立テ暫ク實驗スル迄ハ電氣計算器トカ何トカ種々ナル新器械仕掛ノコトナドノ如キハ成ルベク控ヘテ實地ノ調査ヲ主トスルと思フ一整理ノ方法ハ地方分查ノ法ハ頗調査上統一ヲ缺キ又仕事ヲスルニ公吏ノ

適任者ヲ得ルニモ不便ナリ旁以テ中央集查ヲ以テ統一完全ヲ期シタイ
ト存シマス歐米ニ於テモ地方分查ノ法ヲ採ルモノハ只佛國ノミニテ餘ノ
各國ハ皆此ノ中央集查ヲ行フテ居ルハ此ノ中央集查ニ限ル
一 毎會調査期日ハ我カ日本ニ於テハ五月一日ナレバ諸般ノ時候支障ヲ免カ
レ最適當ノ時期デアリ
一 中央ニ相當ノ國勢調査局ヲ置キ相當ノ設備ヲ要スルコト無論デアリマス
又調査係ノ巡調員ノ如キハ調査項目手續等訓練ヲ要スベシ是皆準備ノ
一ナリ
一 又常ニ必ズ動態調査ヲ怠ルベカラステアリマス
一 經費ハ凡ソ百十八萬圓ヨリ百五十萬圓ノ範圍ト積リテ居リマス之ヲ前準
備ニ三箇年ト調査當時ト向一ニ二箇年整理ヲ要スザト五箇年位ノ繼續費
トナルト考ヘマス獨逸國アタリ一回ノ職業調査費ハ先方ノ三百六十一
萬馬克我カ國ノ百八十八萬圓位ヲ費シテ居リマス幸ヒ我カ國ハ彼陸海軍ノ
擴張等十箇年計畫モ段々ト出來上リ之ハ毎年四千萬圓内外ノ繼續年度割モ
丁度來ル三十八年ニハ殆ド出來上リテ僅ニ五百萬圓位ノ支出ニテ済ムヨ
ウニナリテオリマスカラ此ノ調査費位ノコトハ何ンデモナイコト誠ニ都
合ノヨキ續合ニナツテ居リマス夫レトモ國勢調査シテ見ルト真好ノ一財
源ヲ得ルカモ知レナイ

一 第二條ノ經費ヲ國庫ト地方トノ分擔方等ハ此ノ文章ノ如クデアリマスガ
提案者ノ考ハ中央機關費又地方出張監督費又訓練ノ爲メ地方ニ出張シ用
式費等凡テ中央集查ニ係ル一切ノ費用ハ是ヲ國庫ノ負擔トシテ地方各町
村ニ於テ調査期ニ際シ要スル巡調員ノ費ノミヲ地方分擔トシテ假令パー
一個三錢割當ノモノトスレバ其ノ一錢ヲ各戸別跡二錢ヲ府縣稅トシテ負擔
セシメテ適當ナリ
一 此ノ調査期ニ用ユル調査書類ノ往復ハ郵便無稅ノ方法ヲ立テタキコトヲ
希望シマス
一 臺灣新領地ハ未ダ整理ノ舉ニ就カザレバ特納ノ法ニ依ルノ外ナカルベシ
矢張是モ第二條ノ意味ノ内ニ含蓄スルモノト御承知ヲ願ヒタイ

一 此ノ國勢調査ハ政府ニ於テ大責任ト覺悟致サレ必ズ當路者ノ怠慢粗漏ヲ
嚴戒シ偽申者等ニハ特ニ相當ノ制裁ヲ設ケテ正確ノ方ヲ立テラレタイ又
經費ハ固ヨリ要スベシト雖モ是亦亂雜過大ノ弊ニ陥ラサニ極十分研究セ
ラレテ正確着實ナラサルベカラズ又中央機關ノ出來ルニ當リテモ是ニ從
事セシムル役人オバ必ズ御制率アドテ荷モ面倒ナドノ舊弊ニ流レテハ
仕事ハ舉リマセヌカラ希クハ專門家ヲシテ勉勵セシムルコトヲ願ヒタイ
全ク設備ノ完全ト其ノ人ヲ得ルト否トニ大關係アリト思フノデス
先ヅハ大要如斯精神ヲ以テ提出シマシタ

○加藤六藏君 政府ノ御考ヘヲ一寸承リ度フ御座イマス
○政府委員阪谷芳郎君 政府ニテハ國勢調査ノコトニ付テハ頗贊成致シテ居

リマス統計ノ時モ其ノ後モ調査ノコトニ注意致シテ居リマシタガ本日ニ到リ
マシタ段ハ實ニ殘念ノ次第デアリマス三十八年ノ一回タケハ御願慮ヲ煩ハシ
度イト云フノハ費用支出準備等ニモ差支ルコトデスカラ四十三年ニヤルトシ
テ同年ノ調査ニハ全力ヲ盡シテ、ヤロウト思ヒマスガ此ノ他大體ニ付テハ異
存ハアリマセヌ

○加藤六藏君 三十八年ニ於テ各目ハ何デモ宜敷イカラ一度ヤリ、此ノ經費
百萬圓位要スルト見タ所ガ隨フテ非常ノ利益ヲ國家ニ與ヘルモノダカラ出來
ル日モ早クヤラムコトヲ希望シテ止マナイ四十三年ニモヤリ準備トシテ三十
八年ニモヤラムコトヲ

○政府委員阪谷芳郎君 三十八年ニヤルコトハ今ハ已ニ渡シテ居リマスカラ
四十三年ニ完全シタル調査ヲヤラムト思フノデス其ノ方ハ一番得策デアル四
十三年迄埃チデヤレハ準備モ充分出來費用モ亦省ケルデス
○加藤六藏君 別ニ政府ヲ攻擊スル譯デハナイデスカ苟モ文明的ニヤロウト
スルニハ然様緩メデハ不可ム三十八年ニ第一番ニヤラナケレバナラヌ無論三十
八年ニヤルノモ既ニ遲レタリト思フ金ハ要シテモ此ノ位國家ニ利益ナルコト
ハナイ幾千万ノ利益デアルカモ知レヌ政府モ反對デナイトスレバ何故急ガナ
イデスカ充分急カレムコトヲ希ヒマス長クナルカラ極メテ簡略ニ云フノデス

○委員長加藤守三君 最早御質問モ濟ミ御議論モ盡キタト認メマスガ別ニ御
異論ガナケレバ決ヲ採リマス (全員贊成ヲ稱フ)
○委員長內藤守三君 然ラハ原案通可決致シマス
千時午後零時四十分
右終リテ散會

○副議長(侯爵黒田長成君) 國勢調査ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

國勢調査ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

明治三十五年二月二十五日

衆議院議長片岡健吉

貴族院議長公爵近衛篤磨

第一條 國勢調査ハ各十箇年毎ニ一回帝國版圖内ニ施行ス

第二條 國勢調査ノ範圍ノ方法及經費ノ國庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一回國勢調査ハ明治三十八年ニ於テ施行ス但シ第二回ニ限リ第一回ヨリ起算シ滿五箇年ヲ以テ施行シ爾後第一條ノ例ニ依ル

○馬屋原彰君 是ハ衆議院提出デアリマスルガ、大體ニ附イテ政府委員ニ質問ヲ致シタウゴザイマス、此案ハ三十八年カラ國勢調査ヲ始メヤウト云フコトニナラデ居リマスルガ、日本デハ是マデ國勢調査ト云フコトハ未ダ曾テ著手シタコトガナイノデアアル、ノミナラズ三十八年ト言ヘバ程近イコトデアリマスルガ、全體政府ハ此法案ノ如ク國勢調査ト云フモノガ十分ニ實行ガ出來得ルト云フ御考ガアリマスルカ、其點ヲ伺ヒタイ

(政府委員阪谷芳郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(阪谷芳郎君) 是ハ衆議院ノ案デゴザイマスルガ、唯今政府ノ意向ヲ御尋デアリマスカラ御答致シテ置キマスガ、國勢調査ト云フコトハ政府ニ於キマシテモ極デ必要ナコト、認メテ居リマスル、又此國勢調査實施ノコトニ附キマシテハ既ニ舊統計院ノ頃カラ段々調ベテ居リマシテ、今カラ丁度二十年モ……二十年餘モ前ニ甲斐國ニ於キマシテ一部分ノ國勢調査ヲ試驗ノタメニ實施シタコトモゴザイマス、到底此國勢調査ト云フコトガ行レヌ以上ハ一國ノ財政ヲ經費致シマスルニ附キマシテモ、又其他ノ行政ヲ施行致シマスルニ附キマシテモ、甚シウ缺點ヲ感ズルノデゴザイマシテ、是非政府ニ於キマシテモ實施致シタイ考ヲ持ッテ居リマス、此國勢調査ト云フコトハ併ナガラ極デ重大ナル事業デゴザイマスルニ依リマシテ、其實施ノ準備ト云フコトハ十分ニ經費ヲ要スル次第デアリマス、併ナガラ此國勢調査ニ附キマシテハ時期ガゴザイマス、時期ト申シマスノハ各國共ニ同年ニ實施スルノ

ヲ以テ便宜ト致スト云フコトデゴザイマス、即チ此千九百年ニ各國ガ聯合シテ國勢調査ヲシタイト云フコトヲ申シタコトガゴザイマシテ、其當時ニ於キマシテモ政府ニ於キマシテ行ッテ見タイ考ガアリマシタガ、何分時日ガ許サヌト云フコトデ見合セニナリマシタ、此次ハ即チ千九百十年即チ明治四十三年ニナリマス、明治四十三年ニハ必ズ實施致シタイ考ヘテ居リマスノデゴザイマス、所ガ此衆議院ノ提出ニナラデ居リマスルノハ明治三十八年ニ於キマシテ第一回ヲ調査致シ、ソレカラ明治四十三年ニ第二回ヲ調査致シマシテ、其以後ハ十年目毎ニ調査シヤウト云フ法律案ニナラデ居リマスガ、ソレデ各國ノ例ヲ見マスルト、五年毎ニ調査スル國ト十年毎ニ調査スル國トアリマス、衆議院ノ案ハ即チ十年毎ニ調査スルコト云フ方針ヲ取ツタモノト認メマシテ、政府ニ於キマシテモ之ヲ以テ至當ナリト考ヘマスルガ、唯衆議院ノハ三十八年ニ一ツ調査ヲシテ見タイト云フ希望デアアル、其事ハ衆議院ノ委員會ニ於キマシテ政府委員カラモ段々質問致シテ見マシタ所ガ、ドウモ明治四十三年マデ待ツト云フコトハ餘リ時期ガ後レル、且ツ又調査ノ上ニ於テモ三十八年ニ一ツ調査ヲシテ置ケバ、ソレハ左程完全ナル調査デナクツデモ宜レイ、先ヅ簡易ナ方法デ以テ三十八年ニ一ツ調査ヲシテ貫ヘバ、四十三年ニナラデ今度調査ヲスルトキニ頗ル完全ナモノガ出來ルデアラウ、ソレデドウカ三十八年ニ第一回ノ調査ヲシ、ソレカラ今度四十三年ニ第二回ノ調査ヲスルト云フコトニ致シタイ、サウスルト萬國ト聯合シタ調査ガ四十三年ニ出來ルコトデアアルカ、ソレカラ後、十年目毎ニ調査シタイト云フコトデアリマシタ、其節政府委員カラ申述ベマシタ意思ハ政府ニ於テモ其事ハ誠ニ希望スル所デアアルガ、三十八年ト云フコトニナルト餘程實施ノ準備ヲ急ガナラヌ、又費用ノ點モ随分掛ルコトデアアルカラ、政府ノ希望ヲ申セバ四十三年カラ著手スルト云フコトニ修正ニナルコトヲ希望スルデアアル、併ナガラ調査ノ方法ハドチラガ完全デアアルカト云ヘバ、三十八年ニ一ツ簡單ナル調査ヲスルト云フコトガ完全ト云フコトカラ言ヘバ其方ガ完全デアラウ、ガ政府ノ意思ハドウデアアルカト云フコトヲ御尋ニナレバ、明治四十三年ヲ以テ實施スルト云フコトニナシタイト云フ意思ナノデアアルト斯ウ答ヘタ次第デゴザイマス、併ナガラソコニナリマスルト云フ議論ノ點ハ誠ニ僅ナ違ヒニナリマスルカラ、本案ヲ御決定ニナリマシタ以上ハ、固ヨリ政府ハ此法律案ノ通ニ施行スル考ナノデ政府ノ意見ハドウデアアルカト云ヘバ、政府ハ四十三年ヲ以テ實施シタイト云フ意見ヲ持ッテ居ッタト云フコトヲ御答スルノデアリマス

○馬屋原彰君 唯今ノ御説明デ略分リマシテゴザイマスガ、此國勢調査ト云フコトハ外國デ所謂ゼンサツト云フコトデアラウト考ヘマスルガ、サウデアリマスレバ御承知ノ通區域ノ廣イモノニナラベルヤウニ思ヒマスル、扱之ヲ實行スルト致シマシタラバ、本員採モ固ヨリ希望スル所デアリマスガ、如何セン我國ニ於テハ是マデ手慣レヌコトデアル、成ル程先刻政府委員カラ述べラレマスル通、私モ聞込シテ居ル通、十二年頃ニ或ル地方ノ一部ニ附イテ試験的ニヤツテ見タト云フコトハアル、併シハ一部ノコトデアリ、此國勢調査ト云フコトハ即チ全國ニ跨リテ同時ニヤツテ云フ程ナラバ、ゴザイマスガ、併シ今口カラ之ヲ準備シテ此國勢調査ヲ實行シヤウト云フナラバ、第一之ニ必要ナル手續ガアラウト思フ、其邊ハ政府ニ於テ果シテ概略ノ見込ガ立テ居ルヤ否ヤト云フコトヨ此處デ一ツ承テ置キタイ、ソレハ外デアリマセヌガ、之ヲ實行スルトナラバ、是ハ必ズ中央ノ統計局デ之ヲ一手デヤラナクテハナラヌデアラウト思フ、果シテ然ラバ今日中央ノ統計局ダケデアラウトウカ、必ズ之ヲ實行スル上ニ附イテハ今一層必要ナル統計機關ト云フモノヲ設ケ、而シテ速ニ之ヲ準備シテ行クコト云フコトガナラベ連モ三十八年ニ完全ナ目ハ達シ得ラナイノミナラズ、私共ハ甚ダソコヲ心配シテ居ルガ、却テ亂雜ナル結果ヲ起シハレマイカト思フ、ソコデ政府ハ大體ニ御同意アルナラバ先ヅ此案ガ法律ト爲リマスルヤ否ヤ、直チ今ノ統計機關ト云フモノ、整理ト云フコトニ附イテハ如何ナル御積リデアルカ、今日ノ統計局以外ニモウ一ツ之ニ伴フ所ノ機關ト云フモノヲ完備シテ……是ハ何時デモ完備スル、即チ創設スルト云フコトノ御見込ハアツテ而シテ此事ニ賛成ニナラカト考ヘルノデアリマスガ其邊ヲ承リタイ

○政府委員(阪谷芳郎君) 今日ノ統計局デハ固ヨリ此仕事ハ出來マセヌ、今日ノ統計局ト申シマスルモノハ誠ニ組織モ微々タルモノデゴザイマスカラ出來マセヌ、又御尋ノ如クニゼンサツ即チ國勢調査ヲ實施スルニ附イテハ何レ中央ノ方デ取繼メルト云フ方法ヲ取ルコトニナラウト考ヘマス、固ヨリ未ダ其事ニ附イテ決定シタト云フ譯デアリマセヌガ、今日ノ各國ノ進歩ノ上カラ考ヘマスレバ、之ヲ地方ニ分ケテ調査スルト云フ方ノコトハ甚ダ不完全ナコト、學說モ極デ居ルヤウニ承知シテ居リマスルデ、日本政府モ之ヲ採用シテ實行スル場合ニハ必ズ中央ノ方ヘ取繼メルト云フ方法ヲ取ラナケレバナラス、然ル上ニハ今日ノ統計局ト云フモノ、組織ハ頗ル變更致サナケレ

バナラスト考ヘマス、其事ニ附イテハ段々主務ノ局ニ於キマシテハ既ニ調査シタモノモ追々ゴザイマスルガ、未ダ之ヲ以テ政府ノ議ヲ決定シタト云フモノハ今日ハナイノデ、如何トナレバ此法律案ト云フモノガ政府カラ提出シタ譯デアリナイノデスカラ、主務ノ局デウレノ調査シタモノハゴザイマスガ、未ダ政府ノ議トシテ極々モハナイノデアリマス、併シ此法律案ガ通過致シマスレバウレノ施行ノ準備ニハ著手致ス積デゴザイマス、先ヅ三十八年カラデ幾ラカノ費用ヲ掛ケマシレバ決シテ實施ノ出來ヌコトデアリナイト考ヘマス

○馬屋原彰君 モウ一ツ御尋シテ置キタイゴザイマスガ、サウスルト唯今ノ御返事ニ依ルト大體ハ宜シイコトデアルケレドモ、未ダ政府ニ於テウレノ準備ノコトニ附イテハ一定シテ居ラナイ、一定ノ見込ガ附イテ居ラナイト云フ御答辯デアル、併シナガラ之ハ中央デヤラナクテハナラナイ、中央デヤル以上ハ是マデノ統計局デモ濟ムマイ、是ハドウシテモ組織ヲ變更シナクテハナラヌト云フ主意ノヤウデアル、其點ハ分リマスル、成程此國勢調査ハ餘程重大ナ大業デアラウト考ヘマス、ドウカ大體ノ方針ハ我々ハ賛成シテ居リマスカラシテ、折角ノ此大業ヲヤラウト云フコトニナリマスレバ其準備ト云フノハ出來得ルダケ完全ナル設備ヲセバナラヌト云フ希望ヲ持テ居リマス、ノミナラズ此國勢調査ノ結果トシテ出來上ル所ノ統計ハ我國ノ是マデノ官制統計ト所謂稱シタモノデナク、帳面ノ上ニ附イテ居ル所ノ材料ヲ以テ蒐メテ一ノ統計年鑑ヲ編纂スルト云フ如キモノデナクシテ、其手段方法ト云フモノハ全ク異ニシナクヤナラヌモノデアルヤウニ本員共ハ考ヘテ居リマスルガ……

○副議長(侯爵黒田長成君) チョット申シマスガ、御意見デアリマスカ
○馬屋原彰君 イヤ意見ヂヤアリマセヌ、質問デゴザイマス
○副議長(侯爵黒田長成君) 質問ナラバ質問ノ要領ヲ……
○馬屋原彰君 其邊ヲ申シマセヌト質問ノ主意ガ分リマセヌカラ其點カラ伺ヒマスガ、科目ハドウ云フコトニスル、科目ノ數ハ如何、又事物ノ調査ノ方法ハドウ云フ方法ニスルト云フコトモ概略ノ御見込デモ附イテ居ルコトナラバ、ウレモ伺ヒタイ、ウレカラ金ハドノ位、費用ハドノ位、一回ニドノ位掛ルカト云フコトヲ……

(政府委員阪谷芳郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(阪谷芳郎君) 唯今ノ御尋デゴザイマスルガ、主務ノ局ニ於キマ

シテ調べタモノモゴザイマス、科目ノ數モ至テ多ウゴザイマス、併ナガラ是等ノコトニ就キマシテハ一々茲ニ御答申スコトハ煩雜ニナリマスルデ、何レ委員會ニ於テ申述ベタイト考ヘマスル

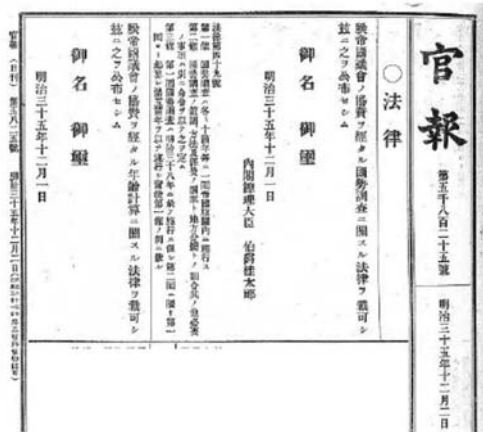
○副議長(侯爵黒田長成君) 本案特別委員ノ選舉ニ移リマス、議長指名デ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

【資料 3】

「国勢調査ニ関スル法律」

明治 35 年 12 月 2 日付け官報(国立国会図書館デジタルコレクション)



ポイント

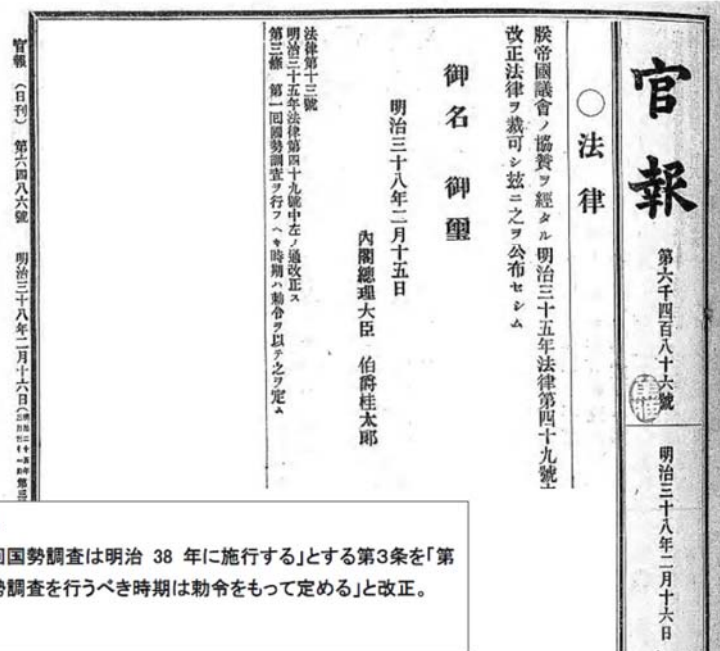
- ・国勢調査は 10 年ごとに実施
- ・国勢調査の範囲、方法及び国庫と地方分担との割合は別に命令で定める
- ・第 1 回国勢調査は明治 38 年に施行。ただし、第 2 回は第 1 回の 5 年後に施行。

【資料 4】

「国勢調査ニ関スル法律」の改正法律

(明治 38 年法律第 13 号)

明治 38 年 2 月 16 日付け官報(国立国会図書館デジタルコレクション)



ポイント

- ・「第 1 回国勢調査は明治 38 年に施行する」とする第 3 条を「第 1 回国勢調査を行うべき時期は勅令をもって定める」と改正。